

■議案第115号 四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「行政手続法」の改正により条番号が変更されたため、本条例が引用する条番号の改正を行うものです。

【改正の内容】

本条例が引用する条番号を第38条から第46条へ改正します。

【新旧対象表】

改正後	改正前
(目的等) 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第46条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。	(目的等) 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第38条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。
2 （略）	2 （略）